

ペットツーリズムのコンテンツ造成に関する調査・研究業務仕様書

1 委託業務名

ペットツーリズムのコンテンツ造成に関する調査・研究業務

2 背景・目的

都会で暮らすペットは、すれ違う人や車が多く行動に制限がかかったり、アスファルトが多いせいで歩いているうちに足を火傷してしまうなど、のびのびと遊ぶことができず、日々の生活の中で心身にストレスを抱えているケースが多い。

都心からアクセスが良い群馬県は、癒やしの「温泉」、豊かな「自然」、おいしい「食」など、ペットも飼い主も癒やされるリトリートの要素を満たす贅沢な環境が整っていて、ペット連れ旅行に最適な場所である。

そこで群馬県では、ペットツーリズム（※）を推進し、ペット連れ旅行の受入環境整備等を行い、この新規需要を取り込みたいと考えている。

本委託業務は、ペットの飼い主のニーズや旅行に当たった課題を把握した上で、それを元に専門家等からの意見を踏まえた群馬ならではの「温泉」「自然」「食」など、リトリートの要素を取り入れた、ペットも飼い主も癒やされる新しいコンテンツの企画を行い、群馬でしか体験できない唯一無二で高品質なコンテンツ造成に資することを目的とする。

（※）飼い主とペットと一緒に、非日常的な圏域や環境において、飼い主とペットの双方にとって余暇を楽しめる旅行のこと。ペットと一緒にホテル等に宿泊することのみならず、日帰りでドッグランやカフェなどに行くことも、ペットツーリズムに含まれる。なお、本県のメインターゲットは犬とする。

3 契約期間

契約締結日から令和6年9月30日（月）まで

4 業務内容

(1) ペットツーリズムに関するニーズ調査（回収数 300 件以上）

本県のターゲット層（＝都会に住む旅行需要の高い愛犬家）を対象として、旅行の目的地を決める際に一番重要視していることや本県への旅行に当たって障害となっていることのほか、4（2）につながるニーズなどを調査し、データを収集の上、分析を実施すること。

ア より具体的でかつ定量的なデータを収集するために、ユーザーに対してインセンティブを設定するなど必要な対策を講じることを可能とする。

イ 調査・収集・分析結果をまとめた調査結果報告書を作成し、PDF等のデータで納品すること。

(2) 専門家等の意見を踏まえた新しいコンテンツの企画

4（1）の結果を踏まえ、ペット関連の専門家等の意見を考慮し、県と協議の上、群馬ならではの「温泉」「自然」「食」などをいかし、将来的に魅力あるコンテンツとなり得るものを企画すること。

ア 県と協議の上で選定した専門家等をメンバーとした会議を開催するなどし、専門家等から意見を得た上でコンテンツを企画すること。

イ 専門家等の意見とそれを踏まえた企画内容をまとめた実施結果報告書を作成し、PDF等のデータで納品すること。

ウ 最終的には県と協議の上、コンテンツを選定すること。

5 納品

(1) 成果品

ア 調査・収集・分析結果をまとめた調査結果報告書

イ 専門家等による意見とそれに対する企画内容をまとめた実施結果報告書

ウ ア、イをまとめた実績報告書

(2) 納期

令和6年9月30日（月）

(3) 納品先

メール等

6 著作権の譲渡等

- (1) この業務に使用した画像、動画、イラストの著作権、肖像権等の権利は、県に帰属することとし、県は事前の連絡なく、加工及び二次利用できるものとする。
- (2) 画像、動画、イラストについては、受託者が所持しているもの、または、各社において著作権の承諾を得たもの、県から提供されたものを使用すること。
- (3) この業務に当たり、著作権の手続きが必要なものは、必ず著作権の了承を得て提出すること。
- (4) 受託者が既に著作権を保有しているもの（以下「受託者著作物」という。）が含まれる場合、受託者著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は著作物の使用及び修正するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用（複製権、翻案権等の著作物を利用する権利をいう。）を無償で県に許諾するものとする。
- (5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (6) 仮に第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、受託者が自らの責任で対処することとし、県は一切の責任を負うものではない。

7 その他

- (1) 受託者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表（任意様式）を作成し、速やかに県へ提出すること。
- (2) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、県に随時業務報告を行うこと。
- (3) 受託者は、県との協議により変更等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- (4) 受託者は、本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 業務の一部の再委託については、高い業務効果が見込めると県が判断した場合は認めるものとする。
- (6) 事業実施のための個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）その他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規程等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、事業終了後も同様とする。
- (7) この仕様書の業務内容に記載されたもの以外について、より優れた企画があれば積極的に提案すること。

- (8) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ、県と協議の上、承認を得ること。
- (9) この仕様書に定めのない事項及び業務上の疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

8 問い合わせ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁11階
群馬県 産業経済部 戦略セールス局観光魅力創出課 国内誘客係 清水
(Tel) 027-226-3386
(e-mail) shimizu-yoshiki@pref.gunma.lg.jp